（別紙１）

令和６年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書
福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）（案）

１　業務名

令和６年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

２　目的

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業を円滑かつ効率的に執行するため、福島県相双農林事務所（以下「甲」という。）が○○○○○○○（以下「乙」という。）に関連業務について業務委託し、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させるために必要な事項を定める。

３　派遣労働者が従事する業務の内容

派遣労働者が従事する業務は、以下のとおりとする。

なお、検体の運搬に当たっては、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた自動車等により運搬を行うものとする。また、電話による連絡事項が生じた場合には、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた携帯電話等により連絡を行うものとする。

（１）農林産物の検体の取扱い

原則として、甲のモニタリング検査計画に基づき、甲が所管する地域内（以下「管内」という。）での検体（モニタリング検査に供する農林産物）採取並びに福島県農業総合センター及び福島県林業研究センター（以下「センター」という。）への搬入を次のア～ケの手順で実施する。

なお、検体採取計画に変更が生じる場合は、その都度、甲の担当職員と協議し、又は携帯電話等による連絡調整を行いながら検体採取を行う。

また、玄米と米のモニタリング検査に関する業務については、甲から後日指示する方法により実施する。

ア　甲のモニタリング検査計画に基づき、検体採取が効率かつ円滑に行われるよう、管内の各直売所、農家、きのこ生産者等に電話連絡又は訪問し、各区域の採取予定検体数があらかじめ定めた場所（集荷施設等）に搬入されること、又は農家から直接採取が可能であることを事前に確認する。

イ　事前確認を行った集荷施設、農家等から単独若しくは甲の職員とともに検体を採取する。その際、試料採取記録票に必要事項を記録するとともに、事前に準備したビニール袋「検体№、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等の内容を確認の上、検体の劣化防止のための措置を講ずる。

ウ　イで採取した検体を甲の職員が指示する場所へ運搬する。

エ　甲の職員の協力を得ながら、モニタリング検査に必要な情報の収集、試料採取記録票、モニタリングリストの作成を行う。

オ　ウの検体について、可食部以外の除去、洗浄、水分を拭き取るなど、センターに持ち込むため必要となる品目に応じた下処理の作業を行う。なお、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、上記下処理のほか、林業研究センターで測定を行うための検査検体を甲の職員の指示により作成する。

カ　オの検体を「検体№、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等を表示したビニール袋等に入れ密封する。なお、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、甲の職員の指示により実施する。

キ　買い物カゴ等に入れ、必要に応じ検体の劣化防止のための措置を講じ、定められた搬入曜日及び時間までに農業振興普及部が実施するモニタリング検査品目については、農業総合センターへ、森林林業部が実施するモニタリング検査品目については、林業研究センターに搬入する。

ク　キの検体をセンター内の所定の場所に運搬し、試料採取記録票、モニタリングリストとともに、センター内への搬入作業を担当する福島県の職員の確認を受けて引き渡す。

ケ　行程及び回数

検体の搬入（農業総合センター及び林業研究センター）

南相馬市原町区（県合庁）→郡山市日和田町→郡山市安積町　　１～２回／週

検体採取　相双農林事務所相馬地区（相馬市、南相馬市、飯舘村、新地町）

１～２回／週

（※検査検体は農業総合センターを経由して林業研究センターへ搬入することを想定しているが、どちらか片方となる場合もある。なお、農業総合センターへの搬入は午前 11 時まで、林業研究センターへの搬入は午前 12 時までに必ず行うこと。）

（※「検体の搬入」と「検体採取」を一緒の行程で行う場合もある。）

「検体の運搬」と「検体採取」に係る走行距離（１台）**１３，０００ｋｍ／台**

（２）分析結果の検体提供者への報告

検査結果の検体提供者への連絡等を行う。

（３）検体料支払い業務の補助

検体料支払いのための請求書徴収業務の補助を行う。

（４）データ入力

モニタリング検査や情報収集のデータを表計算ソフト及びワープロソフトを使用して入力する。

また、検体収集・採取場所の位置情報（座標）は地図ソフトを用いて把握し、入力する。

４　派遣労働者の就業場所

（１）名　称　　福島県相双農林事務所

（２）所在地　　福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地

（３）電話番号 農業振興普及部　０２４４－２６－１１５１

森林林業部　　０２４４－２６－４３０４

５　組織単位

福島県相双農林事務所農業振興普及部・森林林業部

６　派遣労働者を直接指揮命令する者

福島県相双農林事務所農業振興普及部　経営支援課長　木田　義信

森林林業部　　林業課長　　高橋　健二

７　労働者派遣の期間、派遣人数及び派遣就業する日

（１）派遣の期間　　令和６年４月１日～令和７年３月 31 日

（２）派遣人数

月（R6年度）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	派遣延日数
日数	21	21	20	22	21	19	22	20	20	19	18	20	243［日］
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
総人数	21	21	20	22	21	19	22	20	20	19	18	20	243［人・日］

（３）派遣の就業する日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除く。

８　派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

（１）就業の開始及び終了時刻　　８時３０分から１６時００分まで

（２）休憩時間　　１２時００分から１３時００分まで

９　派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項

（１）甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

（２）乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

10　派遣労働者からの苦情の処理に関する事項

（１）派遣労働者から苦情の申し出を甲が受けた場合は派遣先責任者が、乙が受けた場合は派遣元責任者が当該苦情を適切かつ迅速に解決し、その結果を必ず派遣労働者に通知する。

（２）甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めるものとする。

11　本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

（１）甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

（２）甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

（３）甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の３０日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は当該労働者の３０日分以上の平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が３０日に満たない場合には、派遣労働者の当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の３０日前の日

との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。

（４）その他甲は乙と十分に協議した上で、適切な方策を講ずることとする。

（５）甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

12　派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項

（１）派遣先責任者（甲）福島県相双農林事務所　農業振興普及部

副部長　中村　弥　　（連絡先：０２４４－２６－１１４６）

森林林業部

副部長　山田　憲司　　（連絡先：０２４４－２６－１１７１）

（２）派遣元責任者（乙）○○○○　○○○○

○○○○　○○○○　（連絡先:　　－　－　　）

13　派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

甲は、派遣労働者に対し、甲の職員が通常利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。ただし、雨具、防寒着、作業靴等専ら派遣労働者個人に供するものは乙が負担する。

14　派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、本契約の終了後、当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知するものとする。

15　派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は６０歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

16　提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

（１）着手届（別記第１号様式）

（２）完了報告書（別記第２号様式）

（３）実績報告書（別記第３号様式）

実績報告書については別記第３号様式に派遣業務に係る日報を添付し、委託期間終了後甲が別途指示する日までに提出すること。なお、派遣業務に係る日報を派遣料金の請求時の提出しているものは、その提出を省略することができるものとする。

（４）その他甲が必要と認める書類

17　業務上の留意事項

本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円未満であること。

なお、１０万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

18　委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

19　財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

（１）財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。

（２）甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。

（３）正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

（４）乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

20　暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第２３条第１項第４号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

（１）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第４号様式）

（２）役員一覧（別記第５号様式）

21　その他

（１）委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

（２）委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後５年間保存すること。

（３）業務の中に生産者情報や検体提供者等に関する個人情報取扱事務が含まれるため、派遣労働者は福島県個人情報保護条例に従うこと。

別記第１号様式（仕様書 16（１）関係）

着　手　届

令和　　年　　月　　日

福島県相双農林事務所長　様

受託者　住所

名称

代表者　　印

令和　　年　　月　　日付で契約を締結した下記の業務については、令和　　年　　月　　日付で着手しましたので届け出ます。

記

１　業 務 名　　令和６年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務
福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）

２　委託期間　　着　　手　　令和　　年　　月　　日
履行期限　　令和　　年　　月　　日

別記第２号様式（仕様書 16（２）関係）

完了報告書

令和　　年　　月　　日

福島県相双農林事務所長　様

受託者　住所

名称

代表者　　印

令和　　年　　月　　日付で契約を締結した下記の業務については、令和　　年　　月　　日完了しましたので、報告します。

記

１ 業 務 名　令和６年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務
福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）

２ 委託期間　着　　手　　令和　　年　　月　　日
履行期限　　令和　　年　　月　　日

別記第３号様式（仕様書16（３）関係）

実績報告書

令和　　年　　月　　日

福島県相双農林事務所長

受託者　住所

名称

代表者　　印

令和　　年　　月　　日付で契約を締結した「令和６年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務　福島県相双農林事務所（農業振興普及部・森林林業部）」の実績報告について、下記のとおり提出します。

記

１　実施期間

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

２　派遣延べ時間

〇〇〇時間／年

３　実施内容

「派遣業務日報」のとおり

※「派遣業務日報」については、毎月の派遣料金の請求時に添付している場合は、省略できるものとする。

別記第４号様式（仕様書 20 関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県相双農林事務所長　様

１　私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる関係を有すること。
(6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為

３ 私は、暴力団員等若しくは第１項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４ 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個 人 事 業 主 の 氏 名　　実印

別記第５号様式（仕様書20関係）

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　　員　　一　　覧

氏 名

役職名	（フリガナ） 氏名	住　所	生年月日

※ この情報は、仕様書20の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

（注意）定款を添付すること。